

那覇地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税課税処分取消請求事件
国側当事者・国(沖縄税務署長)
令和5年1月24日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	沖縄税務署長
	松田 昌
同指定代理人	坂本 雅史
同	一丸 聖
同	黒田 哲弘
同	丸田 賢一
同	小岩井 利恵
同	名嘉山 直紀
同	與那 雄一
同	知念 孝
同	志茂 寛也
同	小橋川 彩乃

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が原告に対して令和元年6月14日付けでした平成29年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち21万5784円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

原告は、法定申告期限内に、沖縄県うるま市(以下「うるま市」といい、その長を「うるま市長」という。)から収受した工作物補償費(以下「本件工作物補償費」という。)の額を租税特別措置法31条1項が規定する長期譲渡所得の金額(以下「分離長期譲渡所得」という。)に、立竹木補償費(以下「本件立木補償費」という。)の額を所得税法32条1項が規定する山林所得に、それぞれ含まれるものとして、原告の平成29年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告をしたところ、処分行政庁は、本件工作物補償費は一時所得に、本件立木補償費は所得税法33条3項2号が規定する譲渡所得(以下「総合

長期譲渡所得」という。)に、それぞれ該当するとして、令和元年6月14日付けで、原告の平成29年分の所得税等の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下、「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。)をした。

本件は、原告が、本件更正処分等が違法であるとして、原告の平成29年分の所得税等の納付すべき税額21万5784円を超える部分の取消しを求める事案である。

1 関連法令等の定め

関連法令等の定めは別紙1のとおりである。なお、同別紙において定義した略称等は、以下においても用いることとする。

2 前提事実(当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実)

(1) 原告が本件工作物補償費及び本件立木補償費を取得したこと

ア 原告は、平成20年10月●日、相続により、うるま市●●の原野(以下「本件土地1」という。)、互いに隣り合う同●●及び同●●の各原野(以下、両土地を併せて「本件土地2」といい、本件土地1と併せて「本件各土地」という。)並びに本件土地2上に存在していた墳墓(以下「本件墳墓」という。)及び立竹木(以下「本件立竹木」という。)を取得した。(乙3の1ないし3、乙4の2、乙11・25頁)

イ うるま市(当時の沖縄県中頭郡●●。以下、同村の区域において生じた普通地方公共団体の廃置分合の前後を問わず、「うるま市」という。)にあるA跡は、昭和47年5月●日、文化財保護法109条1項に規定する「史跡」の指定を受け、うるま市は、A跡の整備を進めるため、平成4年から史跡指定地域内の民有地の買上げを行う「A跡土地買上事業」(以下「本件事業」という。)を開始した。なお、うるま市が本件事業を遂行するに当たり、土地収用法又は都市計画法に規定する事業の認定は受けていない。(乙11、14)

ウ 原告は、平成29年1月4日付けで、うるま市長との間で、本件事業の事業用地として、本件土地1を代金121万8140円でうるま市に対して譲渡する旨の売買契約(以下「本件売買契約1」という。)を締結し、その頃、上記の代金の支払を受けた。(甲1、乙5)

エ 原告は、平成29年9月19日付けで、うるま市長との間で、本件事業の事業用地として、本件土地2を代金1285万9901円でうるま市に対して譲渡する旨の売買契約(以下「本件売買契約2」といい、本件売買契約1と併せて「本件各売買契約」という。)を締結し、その頃、上記の代金の支払を受けた。(甲1、乙6)

オ 原告は、平成29年9月19日付けで、うるま市長との間で、原告が、本件墳墓及び本件立竹木を本件事業の支障とならないように移転させること、それに伴って通常生ずる損失に対する補償として、うるま市から、973万4300円の支払を受けること等を内容とする物件移転補償契約を締結した。(以下、上記の契約を「本件移転補償契約」といい、同契約に係る契約書を「本件移転補償契約書」、同契約に基づいて原告に支払われる金銭を「本件移転補償金」という。甲1、乙7)

本件移転補償金の内訳は、以下のとおりである。(甲1)

(ア) 本件工作物補償費 270万1228円

(イ) 本件立木補償費 630万7740円

(ウ) 動産移転費	2万7432円
(エ) 移転雑費	36万6561円
(オ) 改葬料	3万6212円
(カ) 祭祀料	29万5180円
(キ) 合計	973万4300円（100円未満切捨て）

カ 原告は、本件移転補償契約に基づき、平成30年1月26日、本件墳墓内の遺骨等を移転させた上で本件墳墓を取り壊し、同年4月末頃までに、他の土地上新たに墳墓を建築した。原告は、平成29年10月5日及び平成30年2月6日、本件工作物補償費の支払を受けた。（甲1、乙4の2、乙8）

なお、本件墳墓の取壊しに要した費用は35万円を超えない。（乙8）

キ 原告は、本件移転補償契約書3条1項ただし書に基づき、うるま市長の同意を得て、本件立竹木については伐採又は移植等することなく現況のまま引き渡し、本件立木補償費の支払を受けた。（甲1、乙4の2、乙7）

なお、本件立竹木の内訳は、リュウキュウコクタン93本、イヌマキ1本及びクロトン1本であり（乙4の2・資料3）、いずれの樹種も沖縄県内の各島に分布し、庭園木として植樹されているものである。（乙9）

また、本件立木補償費は、Bが策定した「損失補償算定標準書」（乙4の3）の庭木類補償算定要領に基づき、各立竹木の種類、高さ、幹周りの太さ等に応じて算出される価格（樹価）の合計額であり、伐採や移転の費用は含まれていない。（乙4の1）

（2）原告の確定申告及び本件更正処分等の経過

ア 原告は、原告の平成29年分の所得税等について、別紙2の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を法定申告期限までに処分行政庁に提出した。（乙2）

イ 処分行政庁は、原告の平成29年分の所得税等について、令和元年6月14日付けで、別紙3のとおり、本件更正処分等をした。（乙1）

ウ 原告は、令和元年6月25日、本件更正処分等に不服があるとして、処分行政庁に対し、再調査の請求をしたが、再調査審理庁（沖縄税務署長）は、同年10月4日付けで、上記の再調査の請求を棄却する旨の決定をした。（乙10）

エ 原告は、令和元年10月13日、前記ウの再調査の請求についての決定を経た後も本件更正処分等になお不服があるとして、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和3年6月28日付けで、上記の審査請求を棄却する旨の裁決をした。（乙11）

（3）本件訴えの提起

原告は、令和3年12月22日、那覇地方裁判所沖縄支部に対し、本件訴え（同支部令和●●年（○○）第●●号事件）を提起した。

同支部は、令和4年1月4日、本件訴えを那覇地方裁判所に回付し、同裁判所は、同月6日、本件訴えに係る事件を行政訴訟事件として立件した。

2 争点

（1）本件工作物補償費の5%（原告の主張する本件墳墓の概算取得費）が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」にあたるか（争点1）

（2）本件立木補償費が山林所得又は総合長期譲渡所得のいずれに該当するか（争点2）

3 当事者の主張（なお、被告の主張の要点については、次に掲げるところのほかは、別紙4のとおりである。）

(1) 争点1（本件工作物補償費の5%が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」にあたるか）

【被告の主張】

ア 本件工作物補償費は、一時所得に該当すること

本件工作物補償費は、本件移転補償契約に基づき、うるま市長から本件事業に伴う物件の移転（本件では本件墳墓の取壊し）に伴い生ずる損失に対する補償として支払われたものである。これは、原告が、普通地方公共団体（うるま市）から、行政目的（本件事業）の遂行のために必要な本件墳墓の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行為の費用に充てるため交付を受けた金員であるから、所得税法44条本文に規定する移転等の支出に充てるための交付金に該当する。そのため、本件工作物補償費のうち、その交付の目的に従って支出され移転等の費用に充てた金額以外の部分の金額は一時所得の収入金額となる。

本件においては、本件墳墓が取り壊されていることに鑑みると、本件墳墓の取壊しに要した費用が、交付の目的に従って支出され移転等の費用に充てた金額に当たる。したがって、本件工作物補償費のうち、当該取壊し費用に相当する金額35万円を控除した金額が一時所得の総収入金額となる。

イ 本件工作物補償費に係る一時所得の金額の計算において、所得税法34条2項の規定に基づき控除すべき金額が存しないこと

物件の移転等の支出に充てるための交付金である本件工作物補償費において、所得税法34条2項にいう「収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」に当たり得るのは、移転等に係る本件墳墓の取壊し費用であり、当該取壊し費用は、同法44条本文により総収入金額から控除されている。他方、本件墳墓の取得費（若しくは新しく取得した墳墓の取得費）がこれに当たらないのは明らかであって、本件では同法34条2項の規定に基づき控除すべき金額はない。

この点、原告は、概算取得費を控除すべきである旨主張するが、租税特別措置法31条の4（長期譲渡所得の概算取得費控除）の規定のように、一時所得の金額の計算上、実際に支出した金額ではない概算の金額を一時所得の金額の計算上控除することを認める規定は存しない。

【原告の主張】

本件墳墓の取扱いについては、うるま市と原告との間で、期限を設けて本件墳墓を取り壊して別の場所に移築することを約したものであり、その墳墓の損失補償である本件工作物補償費は、取り壊した墳墓の建築費用として評価することができ、その建築費用に対して概算取得費を算出することは当然である。

また、本件工作物補償費は、租税特別措置法関係通達33-14（引き家補償等の名義で交付を受ける補償金）の定めという対価補償金に該当し、所得税法施行令95条の規定により、譲渡所得に係る収入金額として取り扱われる補償金に類似するものである。

以上により、租税特別措置法31条の4第1項本文の「建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、（中略）当該収入金額の100

分の5に相当する金額とする」規定を本件工作物補償費に準用することによって、本件工作物補償費の5%を本件墳墓の概算取得費として取り扱うことができ、所得税法34条2項の「収入を得るために支出した金額」にも該当することになって、これを総収入金額から控除することが妥当である。

(2) 争点2 (本件立木補償費が山林所得又は総合長期譲渡所得のいずれに該当するか)

【被告の主張】

ア 本件立竹木は所得税法32条1項に規定する山林には当たらないこと

所得税法32条1項に規定する「山林」とは、一般に、販売を目的として伐採適期まで相当期間にわたり管理及び育成を要する立木（一般にはその集団）をいい、庭園の樹木等は上記の「山林」に該当しないものと解される。

これを本件についてみると、うるま市教育委員会文化財課職員の答述によれば、A跡が文化財保護法上の史跡の指定を受けた昭和47年5月●日以降、その現状の変更等には、うるま市の教育委員会の許可が必要であり、林業等の販売目的の立竹木の伐採や植樹はそもそも許可されない状態にあったから（乙14）、原告は、少なくとも上記の史跡の指定がされた後は、販売を目的として本件立竹木を管理及び育成することができ的状态ではなく、それ以前の時期においても、販売を目的として本件立竹木が植栽され、管理及び育成されてきたことを認めることができるような事情は見当たらない。かえって、「立竹木引渡書」と題する書類の別紙「立木配置図」（乙4の2・資料3）には、本件土地2上の本件墳墓と本件立竹木の配置状況が記載されているところ、その墳墓を中心とした本件立竹木の配置からして、本件立竹木は、本件墳墓周辺の装飾用に植栽されたものと考えられる。そうすると、本件墳墓の周辺を装飾していた本件立竹木は、販売を目的として管理及び育成されてきたものとはいえず、庭園の樹木と同様、所得税法32条1項にいう「山林」の概念に含めることはできない。

以上のことから、本件立竹木は、販売を目的としていたものではなく、装飾用の庭木として植栽されたものと考えられるから、販売を目的として伐採適期まで相当期間にわたり管理及び育成を要する立木（一般にはその集団）には当たらず、山林所得の対象となる「山林」に該当しない。

イ 本件立木補償費に係る所得は総合長期譲渡所得に当たること

本件立木補償費は、本件立竹木の価値に見合った対価性のあるものとして算定され、伐採や移転の費用を含んでおらず、原告は、うるま市長の同意を得て、本件立竹木を伐採して本件土地2から搬出することなく、現況のまもうるま市長に対して引き渡し（本件移転補償契約書3条1項ただし書（乙7）、乙4の2・資料3）、本件立木補償費を受領している。すなわち、原告が受領した本件立木補償費は、本件事業の支障にならないよう本件立竹木を本件土地2から伐採・撤去等することによって生ずる損失を補償するものではなく、うるま市に本件立竹木という資産を譲渡したことによる対価として支払われたものということができる。

本件土地2に係る本件売買契約2と本件立竹木に係る本件移転補償契約とは別個の契約であり、本件立竹木は、本件土地2とは別個の契約に基づいてうるま市に対して譲渡されていることから、本件土地2と一体として譲渡されたものとはいえず、租税特別措置法上の土地等には当たらない。また、本件立竹木が、建物及びその附属設備（所得税法施行令

6条1号参照)又は構築物(同2号参照)に当たらないことは明らかであり、租税特別措置法上の建物等にも当たらない。そのため、租税特別措置法31条の分離長期譲渡所得には該当しない。

また、原告の本件確定申告書の内容(乙2参照)に鑑みると、本件立竹木が所得税法33条2項1号に規定する資産であることをうかがわせる事情も認められず、本件相続による本件立竹木の取得日である平成20年10月●日から譲渡の日である平成29年9月26日までの期間で既に5年を超えている。

したがって、本件立木補償費に係る所得は、総合長期譲渡所得に該当すると認められる。

【原告の主張】

国税庁が公開している「平成29年分 山林所得のあらまし」では、山林所得が、所有期間が5年を超える山林を、伐採したり譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得であること、山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人による現物出資等も含まれること、山林を土地付きで譲渡した場合には、土地の部分の譲渡による所得は譲渡所得になることが定義されている。

原告がうるま市に譲渡した本件立竹木(リュウキュウコクタン、イヌマキ、クロトンの各樹木)は、その資産の取得から優に5年は超えており、上記国税庁の定義する「立木」に該当することは言うまでもなく、本件立木補償費が所得税法32条1項の「山林所得」に該当することは明らかである。

被告の主張は、現存する法律のどの条文にも存在しないのであって、そのような不当な行為は、憲法30条(納税の義務)及び84条(課税)に反するものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1(本件工作物補償費の5%が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」にあたるか)について

(1) 本件工作物補償費が譲渡所得に該当するか

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得のうち所得税法33条2項に掲げられた所得を除くものをいうと解されるところ(同条1項、2項)、前提事実(1)オのとおり、本件工作物補償費は、本件墳墓を本件土地2から移転させること及びこれに伴い通常生ずる損失に対する補償として、原告がうるま市から973万4300円の支払を受けることを内容とする本件移転補償契約に基づき、原告に対して支払われたものであって、資産である本件土地2や本件墳墓をうるま市等の第三者に対して譲渡することによる対価として支払われたものではないから、本件工作物補償費は、同条の規定する譲渡所得の定義には該当しないことが明らかである。

また、所得税法施行令95条は、契約に基づき、又は資産の消滅を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行うものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたことに伴い、その消滅につき一時に受ける補償金の額は、譲渡所得に係る収入金額とする旨を規定するが、上記に加え、本件移転補償契約書の文言によれば、本件工作物補償費は、本件墳墓を移転させること及びこれに伴い通常生ずる損失に対する補償として支払われており、本件事業により本件墳墓が消滅することに対する補償として支払われるものではないと認められるから、本件工作物補償費は、同条の規定する補償金には該当しないと認められる。

したがって、本件工作物補償費は、譲渡所得には該当せず、また、利子所得、配当所得、

不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得又は山林所得にも該当しないことが明らかであり（所得税法23条、24条、26条ないし28条、30条及び32条参照）、かつ、上記に判示したところに照らし、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであると認められるから、同法34条1項に定める一時所得に該当すると認められる。

（2）本件工作物補償費のうち所得税法44条本文の規定により総収入金額に算入されない金額

ア 所得税法44条本文は、①地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要な資産の移転等の費用に充てるために補助金の交付を受け、又は②土地収用法の規定による収用その他政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴い資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合には、その交付を受けた金額をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額を所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない旨を規定している。

イ まず、前提事実（1）イ及びオのとおり、本件事業は、土地収用法又は都市計画法に規定する事業の認定を受けておらず、法令に定められたやむを得ない事由も認められない上、本件工作物補償費は、原告とうるま市との間の本件移転補償契約の締結に基づいて支払われたものであるから、本件工作物補償費は、所得税法44条本文に定める「土地収用法の規定による収用その他政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合」（前記ア②）には該当しない。

ウ 他方、本件工作物補償費は、地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要な資産の移転等の費用に充てるために補助金の交付を受けた場合（前記ア①）には該当し得るものであり、これをその交付の目的に従って資産の移転等に充てたときは、所得の金額の計算上、総収入金額に算入されないこととなる。前提事実（1）オのとおり、本件工作物補償費は、本件墳墓を移転させること及びこれに伴い通常生ずる損失に対する補償として支払われたものであるから、本件工作物補償費「をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てた」といえるためには、原告が、本件墳墓の移転、移築又は除却その他これらに類する行為の費用に本件工作物補償費を充てた場合に限られるものと認められる。

その上で、前提事実（1）カのとおり、原告は、本件墳墓を取り壊した上で、他の土地上に新たに墳墓を建築したものであるところ、それらの行為のうち上記の「移転、移築又は除却その他これらに類する行為」に該当するのは、本件墳墓を取り壊した行為のみであるから、本件工作物補償費について、所得税法44条本文にいう「資産の移転等の費用」に該当するのは、本件墳墓を取り壊すのに必要な費用のみであると認められる。

エ したがって、本件工作物補償費のうち所得税法44条本文の規定により総収入金額に算入されないものは、前提事実（1）カのとおり、本件墳墓の取壊しに要した費用である35万円のみであると認められる。

（3）原告の主張について

原告は、本件工作物補償費は、取り壊した墳墓の建築費用として評価することができ、その建築費用に対して概算取得費を算出することは当然である上、租税特別措置法関係通達33-14にいう対価補償金に該当し、所得税法施行令95条の規定により譲渡所得に係る収入金額として取り扱われる補償金に類似するものであるから、租税特別措置法31条の4第1項の準用により、その5%を本件墳墓の概算取得費として取り扱うことができ、所得税法

34条2項の「収入を得るために支出した金額」にも該当することとなって、これを総収入金額から控除すべきである旨主張する。

しかし、前記（1）に判示したとおり、本件工作物補償費は、譲渡所得に該当しないから、譲渡所得についての規定である所得税法34条2項、租税特別措置法31条の4及び所得税法施行令95条の適用又は準用を論ずる前提自体を欠いているものといわざるを得ない。また、前提事実（1）オのとおり、本件工作物補償費は、本件墳墓を移転させること及びこれに伴い通常生ずる損失に対する補償として支払われたものであるから、本件工作物補償費をもって、取り壊した墳墓に代わる新たな墳墓を建築するための費用を補償する趣旨のものであると評価することはできないのであり、その意味においても、原告の主張は、その前提を異にするものである。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

2 争点2（本件立木補償費が山林所得又は総合長期譲渡所得のいずれに該当するか）について

（1）所得税法33条2項2号が、山林の伐採又は譲渡による所得を譲渡所得から除外しているのは、山林所得が山林の経営を伴う点において、その性質を譲渡所得と異にすることにあると解されるから、山林の経営の実体を伴わない山林の譲渡については、その所得を山林所得と解すべきではなく、譲渡所得と解するのを相当とするというべきである。（最高裁昭和35年9月30日第二小法廷判決・民集14巻11号2330頁参照）

（2）証拠（乙4の2、乙9、乙11、乙14・3枚目）によれば、本件立竹木は、原告の父によって植えられたものであるが、いずれも沖縄県の各地に庭園木として植樹されている樹種であって、本件立竹木の樹種自体から直ちに、本件立竹木が販売されることを目的として植えられていたものと認めることはできない上、A跡が昭和47年5月●日に史跡の指定を受けた以降は、本件土地2を含むA跡の範囲の土地上において、林業等の販売目的の立木の伐採や植樹をすることは許可されていないことにも照らすと、原告の父が、本件立竹木を業として譲渡（販売）していたとは認められない。また、原告自身もいわゆる会社員であって、譲渡又は販売する目的で、本件立竹木を管理してきたとは認められない。

したがって、原告がうるま市に対してした本件立竹木の譲渡は、山林の経営の実体を伴うものとは認められないから、本件立木補償費が山林所得に該当するとは認められない。これに反する原告の主張は、採用することができない。

（3）前提事実（1）キのとおり、原告は、うるま市長の同意を得て、本件立竹木を伐採して本件土地2上から搬出することなく、現況のまま（本件立竹木をそのままの状態で残置して）、うるま市に対して引き渡し（本件移転補償契約書3条1項ただし書（乙7）、乙4の2・資料3）、本件立木補償費を受領している上、本件立木補償費は、本件立竹木の樹種、高さ、幹回りの太さ等に応じて算出される本件立竹木を構成する各立竹木の価格を合計して算定され、その伐採や移転の費用を含んでいないから、本件立木補償費は、本件事業の支障にならないように本件土地2上から本件立竹木を伐採、撤去等することによって原告に生ずる損失を補償する趣旨のものではなく、原告がうるま市に対して本件立竹木という資産を譲渡したことによる対価の趣旨として支払われたものと認めるのが相当である。

その上で、前提事実（1）エ及びオのとおり、本件土地2の譲渡に係る本件売買契約2と本件立竹木の移転等に係る本件移転補償契約とは、全く別個の契約として締結されていることに照らすと、本件立竹木は、本件土地2とは別個の契約に基づいて譲渡されていることに

なると認められるから、本件土地２と一体として譲渡されたものとはいえないのであり、租税特別措置法３１条１項にいう「土地等」には該当せず、また、同項にいう「建物等」（なお、所得税法施行令６条１号、２号も参照）にも該当しないことが明らかである。

そうすると、本件立木補償費に係る所得は、分離長期譲渡所得には該当しない。また、これまで述べたところ及び本件確定申告書（乙２）によれば、本件立竹木が所得税法３３条２項１号に規定する資産であるとは認められず、かつ、本件相続による本件立竹木の取得日である平成２０年１０月●日からこれをうるま市に対して譲渡した日である平成２９年９月２６日までの期間は、既に５年を超えている。

したがって、本件立木補償費に係る所得は、総合長期譲渡所得に該当すると認められる。これに反する原告の主張は、採用することができない。

３ 本件更正処分等の適法性について

前記１及び２の判断を前提に、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件更正処分及び本件賦課決定処分の根拠及びその適法性については、別紙４に記載のとおり認めることができ、この認定及び判断を左右するに足る証拠ないし事情は見当たらない。

したがって、本件更正処分等は、いずれも適法である。

４ 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 福渡 裕貴

裁判官 横山 寛

裁判官 佐藤 由美子

(別紙1)

関連法令等の定め

(ただし、関連する規定のみを抜粋したものである。)

5 【所得税法】

(課税標準)

第22条 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(中略)とする。

10 一 (略)

二 譲渡所得の金額(第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第69条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の2分の1に相当する金額

15 3 退職所得金額又は山林所得金額は、それぞれ次節の規定により計算した退職所得の金額又は山林所得の金額(これらの金額につき第69条から第71条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

(山林所得)

第32条 山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう。

20 2 山林をその取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。

3 山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額を控除した金額とする。

4 前項に規定する山林所得の特別控除額は、50万円(同項に規定する残額が5
25 0万円に満たない場合には、当該残額)とする。

(譲渡所得)

第33条 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下同じ。）による所得をいう。

2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。

5 一 たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得

二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

15 一 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）

二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

4 前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、50万円（譲渡益が50万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。

20 5 第3項の規定により譲渡益から同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除する場合には、まず、当該譲渡益のうち同項第1号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする。

（一時所得）

25 第34条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行

為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、50万円（同項に規定する残額が50万円に満たない場合には、当該残額）とする。

（移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入）

10 第44条 居住者が、国若しくは地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要なその者の資産の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行為（固定資産の改良その他政令で定める行為を除く。以下「資産の移転等」という。）の費用に充てるため補助金の交付を受け、又は土地収用法の規定による収用その他政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。ただし、その費用に充てた金額のうち各種所得の金額の計算上必要経費に算入され又は譲渡に要した費用とされる部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

20

【所得税法施行令】

（減価償却資産の範囲）（令和2年政令第111号による改正前のもの）

第6条 法第2条第1項第19号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

25

一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建

物に附属する設備をいう。)

二 構築物（ドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

三～九 （略）

6 （譲渡所得の収入金額とされる補償金等）

第95条 契約（契約が成立しない場合に法令によりこれに代わる効果を認められる行政処分その他の行為を含む。）に基づき、又は資産の消滅（価値の減少を含む。以下この条において同じ。）を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行なうものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたこと（借地権
10 の設定その他当該資産について物権を設定し又は債権が成立することにより価値が減少したことを除く。）に伴い、その消滅につき一時に受ける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得に係る収入金額とする。

【租税特別措置法】

15 （長期譲渡所得の課税の特例）

第31条 個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利（以下第32条
までにおいて「土地等」という。）又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下第32条までにおいて「建物等」という。）で、その年1月1日において所有
期間が5年を超えるものの譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は
20 賃借権の設定その他契約により他人（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（第33条から第37条の9まで及び第37条の9の
5において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）を含む。以下
第32条までにおいて同じ。）をした場合には、当該譲渡による譲渡所得につい
25 ては、同法第22条及び第89条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額（同法第33条第3項に

規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第31条の4において「長期譲渡所得の金額」という。) に対し、長期譲渡所得の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。(平成30年法律第7号による改正前のもの)

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡をした土地等又は建物等をその取得(建設を含む。)をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第2条第1項第30号から第34号の4までの規定の適用については、同項第30号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第31条第1項(長期譲渡所得の課税の特例)(中略)に規定する長期譲渡所得の金額(以下「長期譲渡所得の金額」という。)」とする。

二～五 (略)

(長期譲渡所得の概算取得費控除)

20 第31条の4 個人が昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地等又は建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第38条及び第61条の規定にかかわらず、当該収入金額の100分の5に相当する金額とする。ただし、当該金額がそれぞれ次の各号に掲げる金額に満たないことが証明された場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額

二 その建物等の取得に要した金額と設備費及び改良費の額との合計額につき所得税法第38条第2項の規定を適用した場合に同項の規定により取得費とされる金額

2 第30条第2項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第2項本文中「山林」とあるのは「第31条の4第1項に規定する土地等又は建物等（以下この項において「土地建物等」という。）」と、同項ただし書中「山林」とあるのは「土地建物等」と読み替えるものとする。

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第33条 個人の有する資産（中略）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げ
る場合に該当することとなった場合（中略）において、その者が当該各号に規定
する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対
価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもって当該各
号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅（以下「収用
等」という。）のあった日の属する年の12月31日までに当該収用等により譲
渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの
（以下この款において「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引
による取得を除き、製作及び建設を含む。以下この款において同じ。）をしたと
きは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、
対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下この条において「取得価額」という。）以下である場合にあっては、当該譲渡した資産（第3
号の清算金を同号の土地等とともに取得した場合には、当該譲渡した資産のうち
当該清算金の額に対応するものとして政令で定める部分。以下この項において同
じ。）の譲渡がなかったものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得
価額を超える場合にあっては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当す

るものとして政令で定める部分について譲渡があったものとして、第31条（中略）若しくは前条又は同法第32条若しくは第33条の規定を適用することができる。（平成30年法律第7号による改正前のもの）

一～八 （略）

8 2～8 （略）

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第34条 個人の有する土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当することとなった場合には、その者がその年中にその該当することとなった土地等（第35条の規定の適用を受ける部分を除く。）の全部又は一部につき第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4、第37条の7又は第37条の9の5の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第31条又は第32条の規定の適用については、次に定めるところによる。（平成30年法律第7号による改正前のもの）

10
15 一 第31条第1項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から2000万円（長期譲渡所得の金額のうち第34条第1項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が2000万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第2号の規定により読み替えられた第32条第1項の規定の適用を受ける場合には2000万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額（）」とする。

20 二 （略）

2～6 （略）

【租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて（昭和46年8月26日 直資4-5（例規）直所4-5直法2-5 国税庁長官通達。以下「租税特別措置法関係通達」という。）】

（引き家補償等の名義で交付を受ける補償金）

- 5 33-14 土地等の収用等に伴い、起業者から当該土地等の上にある建物又は構築物を引き家し又は移築するために要する費用として交付を受ける補償金であっても、その交付を受ける者が実際に当該建物又は構築物を取り壊したときは、当該補償金（当該建物又は構築物の一部を構成していた資産で、そのもの自体としてそのまま又は修繕若しくは改良を加えた上他の建物又は構築物の一部を構成することができると認められるものに係る部分を除く。）は、当該建物又は構築物の対価補償金に当たるものとして取り扱うことができる。
- 10

以上

本件更正処分等の根拠及び適法性

1 本件更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件更正処分の根拠

ア 総所得金額 657万2454円

上記金額は、次の(ア)給与所得の金額(所得税法22条2項1号)と(イ)総合長期譲渡所得の金額及び(ウ)一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額(同項2号)を合計した後のものである。

(ア) 給与所得の金額 259万6000円

上記金額は、原告が本件確定申告書の「所得金額」欄中の「給与」欄(順号⑥)及び「合計」欄(順号⑨)に記載した金額と同額である(別紙2・1枚目)。

(イ) 総合長期譲渡所得の金額 570万7700円

上記金額は、本件立木補償費630万7740円(前提事実(1)オ(イ))から端数金額の調整額40円を控除した後の金額から、所得税法33条3項柱書き及び同項2号に規定する資産の譲渡による所得の基因となった資産の取得費である本件立竹木の取得費である10万円(これは、原告が、本件確定申告書に添付した「物件移転補償額説明書」の別紙の「山林所得税金計算」と題する表の「計算項目」欄の「概算経費」欄中の「立木購入費」に対応する「金額(円)等」欄に記載した金額と同額である。別紙2・5枚目)及び所得税法33条4項に規定する譲渡所得の特別控除額50万円をそれぞれ控除した後の金額である。

なお、本件移転補償金となるべき額(前提事実(1)オ(ア)ないし(カ)の各金額の合計額)と実際の支給額との間には、53円の差額が生じているところ、所得金額の算出に当たっては、上記差額の差配による課税所得金額の増減が生じないように、本件立木補償費の金額から40円を、本件工作物補償費の金額から13円を、それぞれ控除して計算することとする(後記(ウ)においても同じである。)

(ウ) 一時所得の金額 224万5208円

上記金額は、一時所得に係る総収入金額である次のaないしcの各金額の合計額から、所得税法34条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した後の金額である。

a 本件工作物補償費に係る収入金額 235万1215円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を控除した後のものである。

(a) 本件工作物補償費(端数調整後) 270万1215円

上記金額は、本件工作物補償費の金額270万1228円(前提事実(1)オ(ア))から端数調整額13円(前記(イ)参照)を控除した後の金額である。

(b) 前記(a)のうち一時所得に係る総収入金額に算入しない金額 35万円

上記金額は、所得税法44条本文の規定により、一時所得に係る総収入金額に算入しないものとされる金額であり、具体的には、原告が、平成29年12月16日付けで、有限会社Cとの間で締結した工事請負契約(乙8・資料3)に基づき、同社に対して支払った請負代金385万円(同資料2)のうち、本件墳墓の取壊し費用として同契約の締結前に同社から提示を受けた同年10月29日付けの「御見積

書」と題する書類（同資料１）の「工種」欄の「旧墓解体処理」欄に対応する「金額」欄に記載された金額と同額である。

b 動産移転費 2万7432円

上記金額は、うるま市が作成した「平成29年分不動産等の譲受けの対価の支払調書」と題する書類（甲1・下段）の「摘要」欄の動産移転費として記載されている金額と同額である（前提事実（1）オ（ウ））。

c 移転雑費 36万6561円

上記金額は、うるま市が作成した「平成29年分不動産等の譲受けの対価の支払調書」と題する書類（甲1・下段）の「摘要」欄の移転雑費として記載されている金額と同額である（前提事実（1）オ（エ））。

イ 分離長期譲渡所得の金額 0円

上記金額は、次の（ア）の収入金額から、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額を控除した後の金額であり、原告が、本件確定申告書の第3表の「所得金額」欄の「分離課税」欄の「長期譲渡」欄中の「一般分」欄（順号㉔）に記載した金額と同額である（別紙2・3枚目）。

（ア）収入金額 1407万8041円

上記金額は、本件各売買契約に係る売買代金の合計額である（前提事実（1）エ及びオ）。なお、原告は、本件確定申告において、本件工作物補償費に係る所得も分離長期譲渡所得に該当するものとして申告していたため（前記ア（ウ）aのとおり、本件工作物補償費は、一時所得に該当するものである。）、原告が、本件確定申告書の第3表の「収入金額」欄の「分離課税」欄の「長期譲渡」欄中の「一般分」欄（順号㉔）に記載した金額である1677万9269円（別紙2・3枚目）から、本件工作物補償費の金額270万1228円（前提事実（1）オ（ア））を控除した後のものである。

（イ）必要経費 70万3902円

上記金額は、租税特別措置法31条の4第1項本文の規定により、分離長期譲渡所得の概算取得費控除として認められる金額であり、前記（ア）の収入金額の100分の5に相当する金額と同額である。

（ウ）特別控除の額 1337万4139円

上記金額は、本件各売買契約に基づく本件各土地の譲渡が、租税特別措置法34条1項に規定する「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」（同条2項参照）に該当すること（同項4号）により、譲渡所得の特別控除が認められることになるところ（同法34条1項1号、31条1項）、本件においては、前記（ア）の金額から（イ）の金額を控除した後のものが2000万円に満たないため、上記の特別控除の額は、前記（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 102万2268円

上記金額は、原告が、本件確定申告書の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（順号㉕）に記載した金額と同額である（別紙2・1枚目）。

エ 課税される所得金額

（ア）課税総所得金額 555万円

上記金額は、前記アの総所得金額から前記ウの所得控除の額を控除した後の金額（ただ

し、国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得金額 0 円

上記金額は、前記イの分離長期譲渡所得の金額である。

オ 納付すべき税額 61 万 6 300 円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から(ウ)の金額を控除した後の金額(ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)24 条 2 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 68 万 2 500 円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額に所得税法 89 条 1 項の規定による税率(195 万円以下は 5%、195 万円を超え 330 万円以下は 10%、330 万円を超え 695 万円以下は 20%)を乗じて計算した金額である。

(イ) 復興特別所得税額 1 万 4 332 円

上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額に、復興財源確保法 13 条の規定による税率(2.1%)を乗じて計算した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 8 万 0 500 円

上記金額は、原告が、本件確定申告書の「税金の計算」欄中の「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄(順号④④)に記載した金額と同額である(別紙 2・1 枚目)。

(2) 本件更正処分の適法性

以上より、原告の平成 29 年分の所得税等の納付すべき税額は、61 万 6 300 円であるところ(前記(1)オ)、当該金額は、本件更正処分における納付すべき税額(別紙 3・2 枚目の「区分」欄の「所得税及び復興特別所得税の確定納税額」欄中の「納付すべき税額」欄(順号④④)に対応する「更正後の額」欄に記載された金額)と同額であるから、本件更正処分は適法である。

2 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件賦課決定処分の根拠

前記 1 で述べたとおり、本件更正処分は適法であるところ、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法 65 条 4 項に規定する「正当な理由」は認められない。

したがって、本件更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、次のア及びイのとおり計算した各金額の合計額 6 万 6 500 円である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 6 万 1 000 円

上記金額は、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 61 万円(前記 1(1)オの納付すべき税額 61 万 6 300 円から、原告が、本件確定申告書の「税金の計算」欄の「所得税及び復興特別所得税の第 3 期分の税額」欄(順号④⑧)に記載した還付金の額に相当する税額 199 円(別紙 2・1 枚目)を加算した後の金額 61 万 6 499 円(別紙 3・2 枚目の「区分」欄中の「差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額」欄(順号④⑧)に対応する「増減(△印)差額(㊦-㊦)」欄に記載された金額)。ただし、国

税通則法 118 条 3 項及び復興財源確保法 24 条 6 項の規定により、1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)を基礎として、これに国税通則法 65 条 1 項及び復興財源確保法 24 条 4 項の規定により 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額

5500 円

上記金額は、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 61 万 6499 円（前記ア）のうち、期限内申告税額に相当する金額（次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した後のもの）8 万 0301 円と 50 万円とのいずれか多い金額である 50 万円を超える部分に相当する税額 11 万円（ただし、国税通則法 118 条 3 項及び復興財源確保法 24 条 6 項の規定により、1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に、国税通則法 65 条 2 項及び復興財源確保法 24 条 4 項の規定により、100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額である。

（ア）源泉徴収税額

8 万 0500 円

上記金額は、原告が本件確定申告書の「税金の計算」欄中の「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄（順号④④）に記載した源泉徴収税額と同額であり（別紙 2・1 枚目）、国税通則法 65 条 3 項 2 号の規定により、期限内申告税額に加算される金額である。

（イ）還付金の額に相当する税額

199 円

上記金額は、原告が本件確定申告書の「税金の計算」欄の「所得税及び復興特別所得税の第 3 期分の税額」欄（順号④⑧）に記載した還付金の額に相当する税額と同額であり（別紙 2・1 枚目）、国税通則法 65 条 3 項 2 号の規定により、期限内申告税額から控除される金額である。

（2）本件賦課決定処分の適法性

以上より、原告の平成 29 年分の過少申告加算税の額は、前記（1）のとおり 6 万 6500 円であるところ、当該金額は、本件賦課決定処分における過少申告加算税の額（別紙 3・2 枚目の「区分」欄の「過少申告加算税」欄中の「加算税の額」欄（順号⑤①）に対応する「増減（△印）差額（㊸－㊶）」欄に記載された金額）と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

別紙 2、3 省略